平成２４年（フ）第３５号
釧路市千歳町10番131号　高橋方
債務者　森　　一豊
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２３年（フ）第１１３号
栃木県足利市鹿島町183番地、前住所栃木県足利市鹿島町1132番地１
債務者　白鳥　　照
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１５３号
栃木県佐野市中町625番地４
債務者　飯塚由紀子
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第１７１号
栃木県佐野市田沼町1659番地１　ローズガーデン203号、前住所栃木県佐野市田沼町827番地４　シェソワ５―102
債務者　山田　幸弘
1　決定年月日時　平成24年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２４年（フ）第７号
栃木県佐野市田沼町172番地３
債務者　須賀　秀昌
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月20日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２３年（フ）第８０５号
静岡県焼津市焼津１丁目13番17号　プレジールオークラＡ103
債務者　川村　芳子
1　決定年月日時　平成24年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成24年４月27日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５０７号
横浜市青葉区市ケ尾町1053番地３　ミントハウスⅢ―111
債務者　内藤　五郎
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７９号
川崎市麻生区上麻生５丁目35番５号　ハイツ柿生101
債務者　京徳　憲子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第８７号
川崎市川崎区東門前３丁目５番13号
債務者　武内　武司
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続廃止決定の取消決定

平成２４年（ソラ）第１００２４号（原審東京地方裁判所平成１９年（フ）第６６７９号）
東京都墨田区東駒形４丁目７番２号
抗告人（破産者）　株式会社東海地所
主文　平成23年12月20日にした破産手続廃止決定を取り消す。
平成24年３月14日
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２３年（フ）第１１４号
熊本県宇城市不知火町高良1736番地８
破産者　有限会社大嶋組
1　決定年月日　平成24年３月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２３年（フ）第２１１２号
名古屋市東区白壁３丁目21番18号　クレスト白壁202号
破産者　乾　浩一郎
1　破産債権の届出期間　平成24年４月15日まで
2　一般調査期日　平成24年５月31日午後２時30分
平成24年３月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７１号
大阪府寝屋川市黒原新町９番13―818号、前住所兵庫県西宮市甲陽園日之出町６番43―607号
破産者　黒田　泰行
1　破産債権の届出期間　平成24年４月16日まで
2　一般調査期日　平成24年５月24日午後３時
平成24年３月15日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３７６号
神戸市須磨区北落合１丁目１番318―504号、従前の住所神戸市須磨区白川台５丁目52番地の14
破産者　島本　昭彦
1　破産債権の届出期間　平成24年４月19日まで
2　一般調査期日　平成24年５月24日午後１時30分
平成24年３月15日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４２６号
札幌市手稲区稲穂３条２丁目６番３号
破産者　札幌ホームテック株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年４月27日まで
2　一般調査期日　平成24年６月19日午後１時30分
平成24年３月15日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６４８６号
大阪市浪速区元町２丁目８番21号メビウス八阪１階
破産者　株式会社ミッド
1　破産債権の届出期間　平成24年４月27日まで
2　一般調査期日　平成24年５月31日午後３時30分
平成24年３月16日
大阪地方裁判所第６民事部